

## 調査結果の概要

### 1 賃金事情調査

#### (1) 平均年齢及び平均勤続年数

集計企業の労働者の平均年齢は39.6歳（平成22年39.6歳）、平均勤続年数は17.6年（同17.1年）となっている。（付属集計表第1表）

#### (2) 平均賃金及び賃金改定状況

##### ① 平均賃金

平成23年6月分の平均所定内賃金は367.7千円（平成22年366.3千円）、所定外賃金は62.7千円（同60.2千円）で、前年に比べ、所定内賃金は0.4%、所定外賃金は4.2%増加している。

（表1、付属集計第3表）

表1 所定内賃金及び所定外賃金の推移

年	所定内賃金		所定外賃金	
		前年比		前年比
平成	(千円)	(%)	(千円)	(%)
18年	377.3	▲ 0.3	69.5	10.0
19	371.7	▲ 1.5	71.9	3.5
20	377.0	1.4	69.2	▲ 3.8
21	370.8	▲ 1.6	52.2	▲ 24.6
22	366.3	▲ 1.2	60.2	15.3
23	367.7	0.4	62.7	4.2

##### ② 賃金改定額

平成22年7月から23年6月までの1年間における所定内賃金の労働者一人平均改定額は6,138円（平成22年5,951円）、率で1.91%（同1.82%）であった。前年に比べ、額で187円、率で0.09ポイントの増加となっている。

表2 所定内賃金の労働者一人平均改定額、改定率

年	改定額及び改定率		うちベースアップ分	
	改定額	改定率	額	率
平成	(円)	(%)	(円)	(%)
18年	6,275	1.78	245	0.07
19	5,947	1.77	192	0.04
20	6,149	1.83	479	0.13
21	5,077	1.54	92	0.02
22	5,951	1.82	103	0.03
23	6,138	1.91	75	0.01

（注） 改定額は、定期昇給（自動昇給や査定昇給）を含む。

改定額のうち「ベースアップ分」は、回答企業の平均で、額が75円（同103円）、率が0.01%（同0.03%）であった。前年に比べ、上げ幅で28円、率で0.02ポイント減少している。（表2、付属集計表第3表）

③ 賃金表の改定、定期昇給、賃金カット

基本給部分の賃金表ありとする企業は178社（集計企業214社の83.2%）で、そのうち平成22年7月から23年6月までの1年間において、ベースアップの実施を内容とする賃金表の改定を行った企業は7社（同3.3%）で、ベースダウンの実施を内容とする賃金表の改定を行った企業はない。

同期間における定期昇給の実施状況をみると、実施したとする企業が199社、昇給額を圧縮、昇給時期を延伸及び定期昇給を凍結したとする企業がそれぞれ3社、0社、2社であった。

また、賃金カットを実施した企業は4社（集計企業214社の1.9%）であった。（表3）

表3 賃金改定の状況  
—平成22年7月～23年6月—

(1) 基本給部分の改定 (社、%)

集計社数	賃金表あり	賃金表の改定あり			賃金表の改定なし	賃金表なし
			ベースアップの実施	ベースダウンの実施		
214社 (100.0)	178 (83.2) [100.0]	10 (4.7) [5.6]	7 (3.3) [3.9]	0 (0.0) [0.0]	167 (78.0) [93.8]	36 (16.8)

(2) 定期昇給と賃金カットの実施 (社、%)

定期昇給の実施状況					賃金カット		
集計社数	前年同様に実施	圧縮 (昇給額の一部を削減)	延伸 (昇給時期を通常の年よりも遅らせた)	凍結 (定期昇給の実施を見送り)	集計社数	実施あり	実施なし
204社 (100.0)	199 (97.5)	3 (1.5)	0 (0.0)	2 (1.0)	214社 (100.0)	4 (1.9)	210 (98.1)

(注) 賃金表の改定の有無、ベースアップの実施及びベースダウンの実施については無回答の企業が存在する。

(3) 平成23年春闘における賃金に関する要求の有無、要求内容、要求方式及び妥結状況

平成23年春闘において、労働組合から賃金に関する要求があったとする企業は140社（集計企業210社の66.7%）で、要求内容は「賃金改善・ベースアップの実施」51社（要求があった企業140社の36.4%）、「賃金体系維持・定期昇給の実施」111社（同79.3%）、「その他」12社（同

8.6%)、要求方式は平均賃上げ方式が 80 社 (同 57.1%)、個別賃上げ方式 32 社 (同 22.9%) であった。

要求があった企業のうち、交渉が妥結したとする企業は 134 社 (要求があった企業 140 社の 95.7%) で、妥結内容は「賃金改善・ベースアップの実施」13 社 (妥結企業 134 社の 9.7%)、「賃金体系維持・定期昇給の実施」124 社 (同 92.5%)、「その他」16 社 (同 11.9%) であった。(表 4)

表 4 春闘における賃金に関する要求の有無、要求内容、要求方式及び妥結状況

(社、%)

集計社数	要求あり	要求内容(複数回答)			要求方式(複数回答)			要求なし
		賃金改善・ベースアップの実施	賃金体系の維持・定期昇給の実施	その他	平均賃上げ方式	個別賃金方式	その他	
210 社 (100.0)	140 (66.7) 〈100.0〉 《100.0》	51 〈36.4〉	111 〈79.3〉	12 〈8.6〉	80 《57.1》	32 《22.9》	35 《25.0》	70 (33.3)

要求あり (再掲)	妥結	妥結内容(複数回答)			妥結なし
		賃金改善・ベースアップの実施	賃金体系の維持・定期昇給の実施	その他	
140 〈100.0〉	134 〈95.7〉 《100.0》	13 《9.7》	124 《92.5》	16 《11.9》	6 〈4.3〉

(注) 〈 〉 及び 《 》 内の数値については複数回答や無回答の企業が存在するため必ずしも 100 にならない。

以下の表についても同じ。

#### (4) 平成 22 年年末一時金、平成 23 年夏季一時金

平成 22 年年末一時金の一人平均支給額は 777.5 千円 (平成 21 年年末 793.6 千円)、月収換 2.3 か月 (同 2.3 か月分) で、平成 21 年年末に比べ、額で 16.1 千円、率で 2.0% の減少となっている。

平成 23 年夏季一時金の一人平均支給額は 838.1 千円 (平成 22 年夏季 822.7 千円)、月収換算 2.4 か月分 (同 2.4 か月分) で、平成 22 年夏季に比べ、額で 15.4 千円、率で 1.9% の増加となっている。(表 5、付属集計表第 2 表)

一時金への考課査定制度を導入しているのは 182 社 (集計企業 208 社の 87.5%) となっている。一時金額の決定要素は「一定率(額)分+考課査定分」が 149 社、「考課査定分のみ」が 31 社となっている。「一定率(額)分+考課査定分」の企業の一定率(額)分と考課査定分の比率の平均は、「一定率(額)分」が 71.8%、「考課査定分」が 28.2% となっている。

表5 年末・夏季一時金平均支給額の推移

年	年末			夏季			年間計		
	金額	前年同期比	月収換算	金額	前年同期比	月収換算	金額	前年同期比	月収換算
平成	千円	%	か月分	千円	%	か月分	千円	%	か月分
17年	827.8	4.0	2.4	858.4	11.1	2.5	1,686.2	7.5	4.9
18	830.7	0.4	2.4	897.8	4.6	2.6	1,728.5	2.5	5.0
19	865.3	4.2	2.5	881.9	▲ 1.8	2.6	1,747.2	1.1	5.1
20	870.8	0.6	2.5	915.3	3.8	2.6	1,786.1	2.2	5.1
21	793.6	▲ 8.9	2.3	813.8	▲ 11.1	2.3	1,607.4	▲ 10.0	4.6
22	777.5	▲ 2.0	2.3	822.7	1.1	2.4	1,600.2	▲ 0.4	4.7
23	—	—	—	838.1	1.9	2.4	—	—	—

(注) 月収換算とは一時金支給時における所定内賃金に対する一時金支給額の倍率をいう。

(5) モデル所定内賃金

「モデル所定内賃金」は、学校を卒業後、直ちに入社して継続勤務し、標準的に昇進した者のうち、設定されたモデル条件（性、事務・技術労働者又は生産労働者の別、学歴、年齢、勤続年数、扶養家族数）に該当する者の所定内賃金をいう。

男について、モデル所定内賃金を年齢別（5歳刻み）にみると、ピークとなる年齢は、事務・技術労働者の場合、各学歴とも55歳で、そのときの額は大学卒646.1千円（勤続33年、扶養家族1人モデル）、短大・高専卒509.1千円（勤続35年、扶養家族1人モデル）、高校卒473.0千円（勤続37年、扶養家族1人モデル）となっている。高校卒生産労働者は、ピークは60歳で423.1千円（勤続42年、扶養家族1人モデル）となっている。（表6、付属集計表第4-1表、第4-2表）

表6 モデル所定内賃金の推移（男）

年齢区分	大学卒			高校卒					
	事務・技術労働者			事務・技術労働者			生産労働者		
	21年	22年	23年	21年	22年	23年	21年	22年	23年
18歳	(千円) —	(千円) —	(千円) —	(千円) 166.2	(千円) 166.0	(千円) 165.9	(千円) 165.4	(千円) 163.3	(千円) 164.6
22	210.7	210.4	210.7	192.7	192.5	193.2	187.7	190.4	187.8
35	405.3	403.4	404.5	328.5	328.8	326.4	307.6	312.1	309.3
40	493.5	496.8	494.5	370.2	374.2	367.0	347.5	351.9	347.9
45	567.3	577.8	563.5	418.6	424.0	415.3	378.3	386.9	380.1
50	641.3	636.2	634.0	452.3	457.7	447.0	408.1	411.0	408.2
55	643.0	640.9	646.1	471.1	481.6	473.0	421.6	420.9	420.6
60	603.8	625.7	620.9	476.2	480.2	472.7	428.2	427.1	423.1
22歳の水準に対する倍率 55歳/22歳									
	3.05	3.05	3.07	2.44	2.50	2.45	2.25	2.21	2.24
大学卒の水準を100とした水準									
22歳	100.0	100.0	100.0	91.5	91.5	91.7	89.1	90.5	89.1
55歳	100.0	100.0	100.0	73.3	75.1	73.2	65.6	65.7	65.1

モデル所定内賃金の年齢間格差を 22 歳に対する 55 歳の倍率でみると、事務・技術労働者は大学卒 3.07 倍、高校卒 2.45 倍、生産労働者では高校卒 2.24 倍となっている。

学歴間格差を大学卒の入職時である 22 歳でみると、大学卒事務・技術労働者を 100 とし、高校卒の事務・技術労働者 91.7、同生産労働者 73.2 となっている。また、55 歳でみると、大学卒事務・技術労働者を 100 とし、高校卒事務・技術労働者 89.1、同生産労働者 65.1 となっている。

(6) 実在者平均所定内賃金

「実在者平均所定内賃金」は、性、事務・技術労働者又は生産労働者、学歴、年齢の別にみた実在者の平均所定内賃金（平成 23 年 6 月分）であり、中途入社した者も含まれる。

男について、実在者平均所定内賃金を年齢別（5 歳刻み）にみると、ピークとなる年齢は大学卒事務・技術労働者 50 歳、短大・高専卒事務・技術労働者 60 歳、高校卒事務・技術労働者 60 歳、高校卒生産労働者 55 歳となっており、額は、大学卒 585.6 千円（平均勤続年数 24.7 年）、短大・高専卒 533.3 千円（同 35.7 年）、高校卒事務・技術労働者 460.1 千円（同 39.0 年）、高校卒生産労働者 395.4 千円（同 35.1 年）となっている。（表 7、付属集計表第 5 表）

実在者平均所定内賃金の年齢間格差を 22 歳に対する 55 歳の倍率でみると、大学卒事務・技術労働者 2.83 倍、高校卒事務・技術労働者 2.25 倍、同生産労働者 2.05 倍となっている。

学歴間格差を大学卒の入職時である 22 歳でみると、大学卒事務・技術労働者を 100 とし、高校卒事務・技術労働者 96.4、同生産労働者 93.7 となっている。また、55 歳でみると、大学卒事務・技術労働者を 100 とし、高校卒事務・技術労働者 76.5、同生産労働者 67.8 となっている。

表 7 実在者平均所定内賃金（男）

年齢区分	大学卒			高校卒					
	事務・技術労働者			事務・技術労働者			生産労働者		
	21 年	22 年	23 年	21 年	22 年	23 年	21 年	22 年	23 年
18 歳	(千円) —	(千円) —	(千円) —	(千円) 163.7	(千円) 164.2	(千円) 162.3	(千円) 162.1	(千円) 164.1	(千円) 164.1
22	210.2	207.4	206.2	199.3	200.7	198.7	190.0	194.2	193.3
35	395.9	382.6	377.8	313.3	318.5	319.5	288.9	296.4	289.4
40	484.7	455.0	454.7	355.0	352.0	340.8	320.9	319.5	325.7
45	568.2	529.4	523.0	414.3	402.2	387.2	352.8	336.0	350.3
50	632.1	590.0	585.6	470.3	429.7	432.6	386.2	353.2	371.9
55	625.0	600.3	583.6	490.1	470.7	446.4	397.0	369.4	395.4
60	560.1	586.1	575.8	424.6	453.4	460.1	311.5	323.7	364.5
22 歳の水準に対する倍率 55 歳／22 歳									
	2.97	2.89	2.83	2.46	2.35	2.25	2.09	1.90	2.05
大学卒の水準を 100 とした水準									
22 歳	100.0	100.0	100.0	94.8	96.8	96.4	90.4	93.6	93.7
55 歳	100.0	100.0	100.0	78.4	78.4	76.5	63.5	61.5	67.8